

# 住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



## 主な給付要件チェックリスト

項目				チェック
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？				<input type="checkbox"/>
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？				<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
収入基準額(月額)	11.3万円	15.7万円	18.6万円	
支給家賃額(上限額)	3.5万円	4.2万円	4.6万円	
預貯金の合計基準額	46.8万円	69.0万円	84.0万円	
※4人以上の世帯の場合の収入基準額は、下記までお問合せください。				
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？				<input type="checkbox"/>
ハローワークに求職の申し込みをしますか？				<input type="checkbox"/>

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、

甲賀市役所生活支援課（TEL 0748-69-2158）に相談してください。